

告 示

埼玉県告示第八百七十三号

川口市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和七年十一月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
川口市	令和六年度	街区境界調査 図十九枚 街区境界調査 簿一冊	横曽根六地区（川口四丁目の一部、川口六丁目、南町二丁目）	令和七年十一月十九日